

中国の輸出管理法(案)に対する意見書

タイトル: 輸出管理法(公開草案)に対する意見提出

宛先: 商務部条約法律司

CISTEC アジア輸出管理法制度調査グループ

リーダー 久嶋 省一

安全保障貿易情報センター(CISTEC)は、国際的な平和及び安全の維持・確保に寄与することを目指し、輸出管理に関する法・規則の国際的な調和の確保の推進を図ることを目的として、1989年4月に設立された日本の民間団体です。

私達は、商務部条約法律司が公表された「輸出管理法(公開草案)」(以下、本法案と記す)の公開草案に対して意見提出の機会を与えられたことを歓迎するとともに、此处に意見を述べます。

近年、世界各地でのテロの発生などを受けて、安全保障輸出管理の重要性は高まるばかりです。我々は、世界の平和と安定のために中国政府が安全保障輸出管理制度を整備しようとする取り組みを歓迎すると共に、日本の産業界を代表して、この取組を支援し、密接に協力していく所存です。

私達は、本法案の第8条において、「安全と経済発展の相互協調を守るものでなければならない」と定められている点に賛同いたします。中国は世界経済の発展を先導する役割を果たしています。私達は、国際社会において安全と経済発展の相互協調を守るためには、各国の輸出管理制度の相互協調が重要であり、輸出管理制度の相互協調によって各国の輸出管理に関する取組みが効果的、且つ、効率的なものとなると考えます。

また、本出口管制法(案)には、①該非判定の国家輸出管理主管部門への問合せ、②内部輸出管理規程(ICP)の奨励、③自主開示(Voluntary self-disclosure)による処罰の軽減(mitigating)等、輸出者にとっても大きな便宜が図られており、高く評価できます。

このような観点から、我々は、以下の通り、本法案に関し、意見、質問、要望を提出いたします。

1. 総論

① 規制品目等の策定について

本法案では、具体的な規制品目のリストが定められておりません。また、輸出許可申請に必要な書類や手続き等も定められておりません。これらは今後、中国政府の関連部門から発表されるものと思いますが、規制品目のリスト制定や本法の細則等の制定に際しても、今回と同様に広く国内外の産業界の意見を募集し、その意見を勧案していただきたい。

② 国際的ルールとの整合性について

国際的に活躍する中国企業は増えており、その躍進には目を見張るものがあります。これら企業や外国企業は、これまでも、諸外国の輸出管理制度を順守しながら事業を行って来ました。輸出管理制度を導入している多くの国が、ワッセナーアレンジメントで決定された規制品目リストを採用しているため、多くの国際的企業において、ワッセナーアレンジメントに基づく輸出品目・技術の管理の経験を重ねています。このため、本法案に基づく規制リストについて、ワッセナーアレンジメントの規制リストと整合を図っていただきたい。同時に、ワッセナーアレンジメントにおいて規制対象から除外される場合を定めている General Technology Note および Software Note についても準拠して頂きたい。

仮に本法案に基づく規制品目のリストがワッセナーアレンジメントの規制品目リストと異なる内容となった場合、これら企業はワッセナーアレンジメントに基づく輸出管理とは別に 2 重の管理を強いられることとなります。

本法案に基づく管理について多大な工数を強いられることとなれば、これら企業は生産場所を中国国外に求めざるを得なくなる恐れがあります。

③ 許可申請に必要な資料について、メーカー等が該当品と判断を下した証明書類があれば、設計図等の技術資料の提出を不要としていただきたい。

輸出者がメーカーでは無い場合、輸出許可の審査に際し、機微な技術開示要求を受けると、メーカーから機密保持等を理由として技術資料の提供が受けられない恐れがあります。

④ 外国から中国に持ち込まれた該当品の再移転に対する輸出許可申請の審査に際し、中国当局の審査に対する技術資料の提出に変えて元輸出国の許可取得情報の提出による審査を受け付けていただきたい。

中国においては、情報通信機器をはじめとして多くの先端的な工業製品を製造し、多くの国に輸出しています。一方で、これらの製品を製造するための、キーデバイスや技術を外国から輸入しているケースがあり、その中には輸出元国の輸出管理法に基づき、輸出許可を取得した上で中国に輸出された物もあります。これら品目に関する技術情報も輸出元国の輸出管理法に該当する可能性があり、中国の輸出者が中国政府へ輸出許可を申請する際には、輸出元国において中国政府への情報開示の為に輸出許可を取得し直す必要が生じます。このような手続きには大きな工数と時間を要するため、輸出元国での輸出許可取得の事実を持って、技術資料の提供を不要としていただきたい。

また、このような運用を容易にするためにも本法案に基づく規制リストをワッセナーアレンジメントと整合を図っていただきたい。

⑤ 機微度の低い規制対象品については、一定の金額を下回る場合に輸出許可を不要とする少額特例制度を導入いただきたい。

⑥ 外国から輸入した規制該当品を修理等のために返品する際に輸出許可の取得を不要とする返品特例制度を導入いただきたい。

⑦ 親子企業間の規制対象品・技術の取引に際し、輸出許可の取得を不要とする特例制度を導入いただきたい。

2. 各条について

⑧ 第 3 条について

「外国公民」は外国(中国以外の国)に居住する公民と理解して良いでしょうか？

もしも仮に、中国国内に居住する外国籍の者を含むのであれば、第 2 条と第 3 条の定義から、

中国国内で規制該当貨物及び技術を外国人に販売・提供・移転する行為が規制対象となり、このような規制は中国の企業にとって大きな負担となるため、外国に居住する公民向の規制に改めていただきたい。

例えば、輸出業務を行っていない中国企業が外国企業から規制該当となる貨物の製造を受託し、製造完了(ラインアウト)と同時に生産を委託した外国企業に所有権を移す場合、同法案の規制対象となり得ます。日常的に輸出行為を行っていない中国企業にとって、このような規制を理解し、事前に輸出許可申請を行うことは大きな負担となります。

⑨ 第 9 条について

政治的対話の中で個別に解決されるべき問題であり、報復的な法執行を制度化することにより、更なる報復行為を招く恐れがあります。このため、本法案の 9 条については削除いただきたい。

⑩ 第 64 条について

再輸出規制については、世界中の企業に過剰な管理を強要するものであり、本法案の 64 条は削除いただきたい。再輸出規制を導入した場合、外国企業が中国製のデバイス、モジュール、技術の採用を避けることにもつながり、中国企業、および、中国に工場を持つ外国企業にとって不利益が発生する恐れがあります。

また、他国では、米国が再輸出規制を導入していますが、我々は米国に対しても再輸出規制を撤廃するよう反対をしているところであり、中国政府にも導入を見送っていただきたい。

以上